

所得の申告時期です

【提出期限】3月17日(月)

申告は正しくお早めに!!

平成25年分所得の申告時期となりました。平成25年1月1日から12月31日までの1年間の所得を申告してください。申告の対象は、所得税、個人事業税、市県民税、国民健康保険税です。申告相談会場・時間は、次ページの一覧表のとおりです。気軽に相談してください。

なお、事業規模の大きい方(所得金額がおおむね300万円を超える方)や不動産の譲渡所得・住宅借入金等特別控除のある方、青色申告をする方は、税務署で相談してください。

《問合せ》税務課市民係 ☎21-9045

◆期限内に必ず申告を!

申告書は、所得証明書、老齢福祉年金、福祉医療(老人医療等)・児童手当の給付、保育所の入所や市営住宅入居などの手続きに必要な資料となります。申告がないと、これらに関する諸証明書が発行できませんので、期限内に申告してください。

◆必要な書類・証明書・印鑑を忘れずに!

相談前には「平成26年度市県民税申告の手引」をよく読み、帳簿などを必ず整理しておいてください。来庁時には、申告者本人が申告書を作成の

上、必要な書類・証明書・印鑑を必ず持参してください。

帳簿の整理ができていない場合や、必要書類のない場合は、相談をお断りすることがあります。

また、3月17日の申告期限間近は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、できるだけ早めにお越しください。



なお、市役所での申告相談は混雑しますので、所得税・消費税の申告をする方は、税務署やじばさん但馬などでの申告相談をご利用ください。

市県民税・国民健康保険税の申告

申告の必要な方

平成26年1月1日現在、市内に住所があり、平成25年中に所得のあった次の方

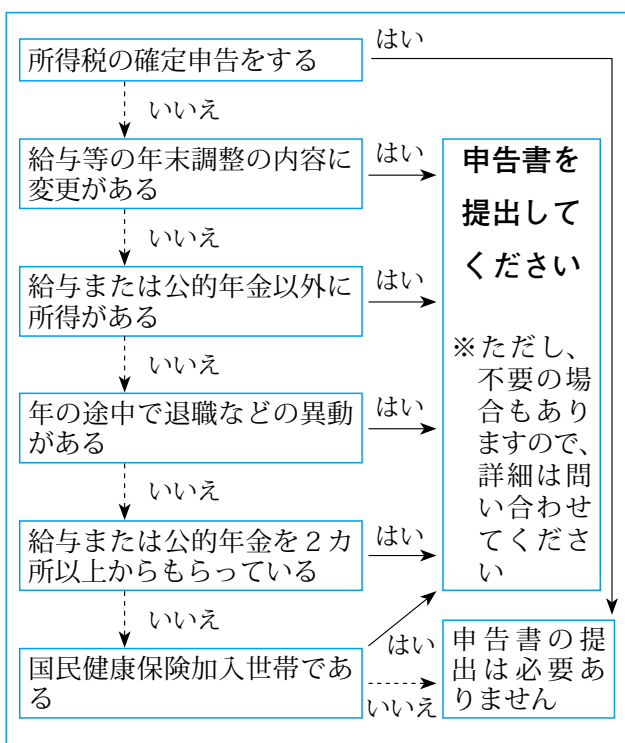
- ・国民健康保険加入世帯の方(「低所得者軽減」の関係で、所得の有無にかかわらず申告書の提出が必要な場合があります)
- ・給与所得のほかにも所得のある方
- ・2カ所以上から給与所得のある方
- ・雑損控除、医療費控除、寄付金控除の適用を受けようとする方



◆申告の必要な方

- ・所得税の確定申告をする方
- ・給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていて他に所得のない方

市県民税・国民健康保険税申告書提出の要否



ない方
収入が公的年金のみの方(年金額により申告が必要な場合があります。)

◆市県民税申告書(兼国民健康保険税申告書)の配布
昨年にも市県民税申告書を提出し、今年も申告が必要と思われる方には、1月下旬に郵送します。

◆75歳以上の後期高齢者医療対象の方
税法上は申告が不要な場合でも、後期高齢者医療の保険料を算定する上で、申告が必要な場合があります。詳細は、市民課国保医療係に問い合わせてください。



◆所得申告用固定資産税明細書の廃止
所得税、市県民税申告用として希望者に渡していた「所得申告用固定資産税明細書」は、固定資産課税明細書で代用できるため、廃止しました。



申告相談会場一覧表

月 日	2月										3月							受付・相談時間				
	17	18	19	20	21	24	25	26	27	28	3	4	5	6	7	10	11		12	13	14	17
申告相談会場	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	
豊岡税務署別館1階	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(相談) 9:00~17:00
市役所本庁舎2階大会議室、城崎支所、竹野支所、日高支所、出石支所、但東支所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(受付) 8:30~16:00 (受付人数制限有) (相談) 8:30~12:00 13:00~受付分終了まで
じばさん但馬6階				●	●		●	●			●	●	●	●								(相談) 9:30~12:00 13:00~16:00
城崎さとの湯1階			●						●						●							
豊岡市商工会竹野支所1階			●				●				●				●							
豊岡市商工会日高支所2階				●	●				●	●					●	●						
豊岡市商工会出石支所1階			●				●	●				●			●							
但馬ちりめん振興館						●					●				●							

※◎印は所得税の確定申告、●印は税理士による所得税の確定申告(土地・建物の譲渡所得に関する指導・相談は行っていません)、○印は市県民税・国民健康保険税の申告(所得税の申告も可)の相談を行います。都合の良い日時・会場を利用してください。

※市役所本庁舎は、庁舎外構工事のため、駐車場に限りがあります。お越しの際はできるだけ豊岡駅前駐車場(駐車券を持参してください)または公共交通機関を利用してください。

※豊岡税務署は、駐車場に限りがあります。お越しの際はできるだけ公共交通機関を利用してください。

※市役所本庁舎および各支所の申告相談の午前の受付は11時30分までです。人数制限をしていますので、早めに終了する場合があります(夜間相談・休日相談も人数制限をします)。

月日	相談会場
■夜間相談 2月28日(金) 18:00~20:00	市役所本庁舎2階大会議室、 城崎支所、竹野支所、日高支所、 出石支所、但東支所
■休日相談 3月9日(日) 8:30~11:30	

自身で国保税の納付済額を計算していただきます。
 なお、計算方法などが分からない場合は、問い合わせください。

所得申告には、原則として健康保険税納付済額のお知らせは、昨年からの廃止しました。



国民健康保険に加入の皆さんへ

農業所得申告は正確に!!

農業所得は収支計算で申告してください。

農業所得以外に給与所得などの所得がある方は、各種所得を合算して市県民税の申告をする必要があります。

収支計算をする際には、「農作物に係る販売代金」「各種補償金交付金」「耕作代」「家事消費」などの収入の計上漏れがないようにしてください。



また、収支計算をする際の土地改良費は、賦課金が10アール当たり1万円以上の場合、賦課金に含まれている永久資産相当分が必要経費として認められません。賦課金が1万円以上の土地改良区等の、控除額を次のとおり算出しましたので、収支計算をする際に、当該控除額を土地改良費の必要経費として計上してください。

■土地改良費控除額(10アール当たり)

地域	名称	控除額
豊岡	福江土地改良区	経常・事業分 10,924円
	森津土地改良区	一般分 24,355円
		特別分 21,564円
	八幡土地改良区	33,216円
出石	中川土地改良区	田 17,976円
		畑 15,276円
	出石北土地改良区	11,530円

減価償却制度の改正

平成20年度の税制改正で、農業用の機械および装置の耐用年数が7年に改正され、平成21年分の申告から適用されています。

平成25年分農業所得申告

当たり1万円未満のため、支払った賦課金額を必要経費として計上してください。

また、支払額の分かる領収書等は必ず7年間保管してください。